

事件番号:広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件

原告 高野 邦夫



被告 国

貼用印紙	500 円
予納郵券	2,178 円
付属書類	なし

令和4年7月1日

広島地方裁判所三次支部 御 中

裁判官忌避の申立書

記

加藤弾裁判官は、原告(控訴人)が控訴中の御庁令和3年(ワ)第29号の判決書を下した裁判官であり、本訴と内容を同じくする「訴えの変更申立」を却下した裁判官で、被告国に迎合ないし与した疑いのある裁判官である(平等権侵害=憲法14条違背)。このような裁判官に公正な裁判を期待するのは困難である。よって民事訴訟法第24条1項の規定により忌避の申立を行う。

★民事訴訟法第二四条(裁判官の忌避)

裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

2 当事者は、裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

◆前審関与

1 前審の裁判とは当該事件における直接または間接の下級審の裁判を指す。(最判昭36・4・7民集一五一四一七〇六)、労働審判について。(最判平22・5・25判時二〇八五一一六〇)

以上申立人(原告) 高野 邦夫

